

当建設産業委員会に付託された案件については、9月2日は午前9時30分から、9月6日は午後1時30分から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第61号中、当委員会に分割付託された案件及び、議案第62号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新規就農総合支援事業費補助金返還金について

就農状況の把握は充分になされていたのか。また、今後の新規就農者に対してどのようにフォローを行うのか。とに対し、

作付け状況が悪く、計画通りに進んでいないことは把握しておりました。新規就農者を出来る限り応援したいとする思いがあり、営農が続けられるように担当者がフォローを行っていましたが、今回離農に至り、寄り添う姿勢に欠けていたと反省しております。今後の新規就農者に対しては、他の営農者からも助言を得て、就農活動が継続できるように積極的にサポートしていきます。とのこと。

離農した以前に交付された補助金については精査したのか。とに対し、

ご指摘の点を踏まえ、報告書等を確認したところ、改めて精査する必要があると考えています。今後更なる調査を行い、就農状況の把握に努め、場合によっては、遡及して返還を求めることとなります。とのこと。

離農の申出以前の就農状況について、いつまでに、どのような調査を行うのか。とに対し、

次の12月定例会に間に合うよう、日報の裏付けや本人とのヒアリングに加え、近隣の住民等からも状況を伺う中で判断していきます。とのこと。

児童遊園等整備工事について

緊急修繕が必要と判断され、使用停止となったものに対し改修を行うとのことであるが、本来であれば、使用停止になる前に改修すべきと考えるかがか。とに対し、

都市公園については、国の補助金を活用して平成24年度から順次計画的に改修を行っておりますが、それ以外の児童遊園・ちびっ子広場についても、今後計画的に改修が進められるよう検討してまいります。とのこと。

ふるさと景観づくり推進事業補助金について

亀崎地区における補助の内容はどのようなものか。とに対し、

良好な景観形成に寄与する歴史的な建物の修繕や保全、民家の新築、及び亀崎地区の景観形成方針の柱となる潮干祭の様子が分かる広告物等の設置に係る補助となります。とのこと。

乙川中部土地区画整理事業における物件移転補償費について

向山墓地の移転に係る補償費とのことであるが、何件分で、どこに移転するのか。また、墓石それぞれの使用者との契約となるのか。とに対し、

移転は、210件の墓石等が対象となり、向山墓地としては、現在地の西側に半分ずれた位置となります。また、契約は、使用者で組織した向山墓地改葬委員会との一括契約となります。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第61号中、当委員会に分割付託された案件について採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く議案第62号について採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第67号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者の公募はどのように行うのか。また、候補者が多数となった場合はどのように選考を行うのか。とに対し、

候補者の公募は、はんだ市報や農業団体等を通じて行い、候補者が多数となった場合には選考委員会を設け、総合的に判断していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。